

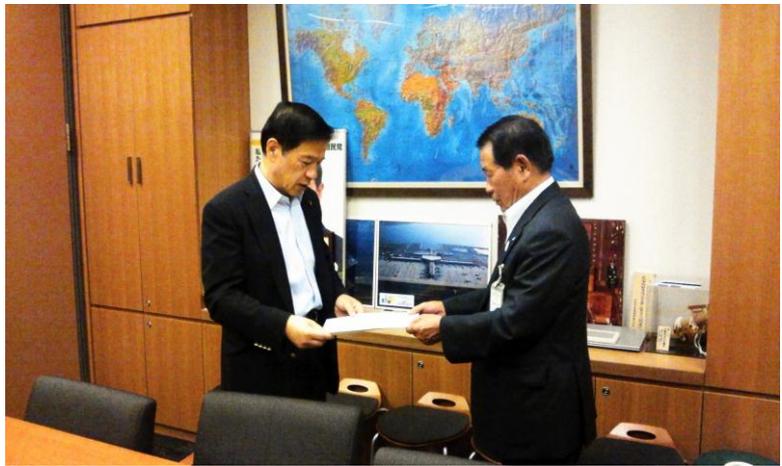
## 真の地方分権改革の推進に関する要請

平成25年6月14日（金）

今回の国家公務員の給与減額に準じた地方公務員給与の削減を要請内容とした地方交付税の減額について、三重県町村会は、5月30日に開催した理事会において、「真の地方分権の推進に関する決議」を全会一致で可決した。

そもそも地方交付税は、地方財源の確保や財政調整の機能を有した地方の固有財源であるとともに、地方公務員の給与は、人事院勧告に基づき地方がその財政状況等を勘案し、各自治体が決定すべきものであるとの理解から、これらを結びつけた地方交付税の減額措置による給与削減要請に対して、反対の意を表明したものである。

この決議内容については、去る6月14日（金）、谷口町村会長が、各県選出国會議員事務所を尋ね、今後、同様の措置が繰り返されることのないよう、直接、その意を伝えたとのことである。



▲三ツ矢衆議院議員に決議内容を伝える谷口会長

なお、理事会では、この決議は地方公務員の給与削減の要請について、地方交付税の減額措置という手段を用いたことに対する遺憾の表明であり、各町の職員給与の削減実施の有無について意思統一したものではないことから、今後、各町が、職員数の削減や独自の給与削減など、これまで努力してきた行政改革をもとに、職員給与の削減実施の適否を決定していくことについても、確認がなされている。

決議文は、次のとおりである。

## 真の地方分権改革の推進に関する決議

国は地方に対し、地方公務員給与の減額措置を要請する手段として、その相当分について地方の固有財源である地方交付税を削減するに至った。

これは、平成の大合併を経て、これまで地方が先んじて取り組んできた、国をはるかに上回る職員数削減、総人件費削減などの行財政改革をまったく評価しないものである。地方公務員給与を国家公務員の臨時的な給与減額措置に準じるべきものとするのは、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹を揺るがすものであり、

到底認められるものではない。

そもそも地方公務員の給与は、人事院勧告に基づき各自治体の状況に応じて決定されるものであり、国（政府）の要請によって行われるべきものではないことから下記のとおり強く要望する。

## 記

1. 地方交付税は地方の固有財源であり、決して国の政策誘導の手段に用いるべきものではない。一方的に地方交付税をカットし、地方公務員給与の削減を強要することは、地方分権の流れに著しく反するものであり、到底容認できるものではない。
2. 地方公務員の給与のあり方、地方交付税の削減など、地方財政にかかる検討を行う場合は、法制化された「国と地方の協議の場」を形骸化させることなく活用し、地方の意見を十分反映すること。
3. 地方と国の総人件費が適正に比較でき、国民に対し、しっかりとした説明ができるよう、ラスパイレス指数のあり方を見直すこと。
4. 地方交付税の算定においては、地方公共団体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の本質である財政調整・財源保障の両機能を堅持・強化すること。

平成25年5月30日

三重県町村会